

30製造療第198号

動物用医療機器製造業登録証

氏名又は
名 称 株式会社ミカサ関東商会

製造所の
所在地 埼玉県川口市東川口6丁目20番12号

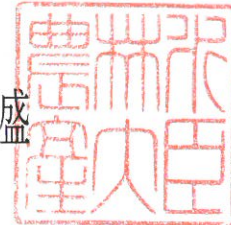
製造所の
名 称 株式会社ミカサ関東商会

登録の
有効期間 平成30年10月29日から
平成35年10月28日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3
第1項の規定により登録を受けた動物用医療機器の製造業者であることを証する。

平成30年10月17日

農林水産大臣 吉川 貴盛



農林水産省指令30関消第421号

埼玉県川口市東川口6丁目20番12号
株式会社ミカサ関東商会
代表取締役 福井 鋼

平成30年8月31日付けで申請のあった動物用医療機器の製造販売業の許可の更新については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第2項の規定に基づき、申請のとおり許可する。

平成30年10月17日

農林水産大臣 吉川 貴盛

